

申告書等の書き方（上場株式等の各所得を「課税の選択」をする場合）

所得税の確定申告における「上場株式等に係る譲渡所得および配当所得等」の課税方法について、市・県民税申告書を提出して課税の選択（総合課税・分離課税・申告不要）を行う申告書等の書き方です。

【市・県民税申告書の裏面】の書き方

「課税の選択」する方は、「し」を記入。（必須）

「課税の選択」欄を「○印」で囲む。
選択結果による「配当割額・株式等譲渡所得割額」を記入。

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択（※4）	
上場株式等の配当所得等	総合課税 ・ 分離課税 ・ 申告不要制度
上場株式等の譲渡所得等	分離課税 ・ 申告不要制度

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除（※5）	
配当割額控除額	0 円
株式等譲渡所得割額控除額	10,000 円

※4 市民税・県民税において、所得税の確定申告書と異なる課税方法を選択する場合は、□欄にチェックし選択する課税方法を○で囲んでください。
なお、□欄にチェックがない又は○印がない場合は所得税の確定申告書に準じます。

※5 総合及び分離課税分を含みます。（申告不要制度分は含めません）

（注意1）分離課税で申告する方は、付表1をあわせて提出してください。
（注意2）翌年度に繰り越す譲渡損失を申告する方は、付表2をあわせて提出してください。
提出がない場合、翌年度に繰り越す譲渡損失は適用されません。

※上記の譲渡所得及び配当等所得の課税方法の選択が「申告不要制度」の場合、下記の記入・提出は不要です。

※ ただし、前年までの譲渡損失を翌年へ繰越す場合は、「付表1・2」の作成が必要です。

【市・県民税申告書の「付表1」】の書き方

【設例】

（所得税の確定申告の内訳）

分離課税 配当所得等 450,000円
分離課税 譲渡所得 Δ1,230,000円
前年度の譲渡損失の繰越額 750,000円

（選択課税した場合）

分離課税 配当所得等 申告不要
分離課税 譲渡所得 Δ1,230,000円
前年度の譲渡損失の繰越額 750,000円

「付表1」の氏名・フリガナ・生年月日・整理番号を記入してください。

※整理番号が不明の場合は空欄のまま結構です。

付表1（分離課税用）

この付表1（分離課税用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

フリガナ	フジサワ イチロウ	生年月日		整理番号	12345678
氏名	藤沢 一郎	昭和43年2月1日			

3

【付表1の抜粋】

（※1）上場株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得等について、市民税・県民税の申告不要制度を選択する方は、次の「3」「4」は記載しないでください。（所得税と異なる課税方法の申告不要制度を選択する方を含む）

（※2）上場株式等の配当所得等を総合課税で申告する方は、次の「4」は記載しないでください。（所得税と異なる課税方法を選択して総合課税とする方を含む）

なお、上場株式等の配当所得等を総合課税で申告する方は、市民税・県民税申告書表面の「収入金額等」の「配当②」欄及び「所得金額」の「配当③」欄に記載してください。
ただし、上場株式等のうち、特定公社債等に係る配当所得等は、総合課税の選択はできませんので、次の4の「分離課税の上場株式等の配当所得等」に記載してください。

※配当所得等を総合課税選択した場合、申告書表面の「収入金額等」の「配当②」欄及び「所得金額」の「配当③」欄に記入。

ただし、配当所得等のうち、特定公社債等の利子所得については、分離課税の選択のみとなります。

※配当所得等は、「総合課税・分離課税・申告不要」から選択し、源泉徴収特定口座内の譲渡所得は「分離課税・申告不要」から選択。

※1つの特定口座内の譲渡所得と配当所得等は、一方のみを「申告不要」にすることはできません。

※源泉徴収特定口座以外（一般口座）の譲渡所得（黒字）は、「申告不要」の選択はできません。

※「申告不要」を選択した場合、「配当割・譲渡所得割」は適用されません。

3 分離課税の上場株式等の譲渡所得

区分	口座	①収入金額	②必要経費	(1)-(2)の金額を右欄に記載	③上場株式等の譲渡所得金額(1)-(2)
上場株式等の譲渡	特定一	1,000,000 円	2,230,000 円		Δ1,230,000 円

備考 □口座名等：○○証券株式会社

4 分離課税の上場株式等の配当所得等

区分	口座	①収入金額	②必要経費	(1)-(2)の金額を右欄に記載	③上場株式等の配当所得等金額(1)-(2)
上場株式等の配当等	特定一				

備考 □口座名等：

（※3）上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得金額等と①増益通算する場合、及び本年度の上場株式等の譲渡損失を②翌年へ繰り越す場合、並びに③前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失を差し引く場合は、裏面の「市民税・県民税申告書の付表2」に記載してください。

裏面（付表2）へ

【市・県民税申告書の「付表2」】の書き方

【設例】

(所得税の確定申告の内訳)

分離課税 配当所得等	450,000円
分離課税 譲渡所得	△1,230,000円
前年度の譲渡損失の繰越額	750,000円



(選択課税した場合)

分離課税 配当所得等	申告不要
分離課税 譲渡所得	△1,230,000円
前年度の譲渡損失の繰越額	750,000円

譲渡損失は、△をつけない数字を記入。
②「1,230,000円」

配当所得等は、「申告不要」を選択。
③「0円」

「右記の計算式」による差引額を記入。
④「1,230,000円」
⑤「0円」

前年度から繰り越された譲渡損失を記入。
⑦「750,000円」

本年度の譲渡損失④と、前年度分の翌年以後に繰越される額⑦を加算して記入。
⑩「1,980,000円」

本年度の分離課税譲渡所得
⑪「△1,230,000円」

本年度の分離課税配当所得等
⑫「0円」

付表2 (分離課税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

付表2は、上場株式等の譲渡所得及び配当所得等について、分離課税を選択して損益通算・繰越控除する場合に作成します。

1 上場株式等に係る分離課税譲渡所得

表面の付表1の「3 - ③上場株式等の譲渡所得金額」を転記する。	①	△1,230,000	円
----------------------------------	---	------------	---

2 上場株式等に係る譲渡損失及び分離課税配当所得等の「損益通算」

(1) 上場株式等に係る譲渡損失

上記1-①「上場株式等に係る譲渡所得(譲渡損失)」を記載する。 譲渡損失の場合は、「△」をつけないで記載する。 譲渡所得が黒字(≧0)の場合は、「0円」と記載する。	②	1,230,000	円
--	---	-----------	---

(2) 上場株式等に係る分離課税配当所得等

表面の付表1の「4 - ③上場株式等の配当所得等金額」を転記する。	③	0	円
-----------------------------------	---	---	---

(3) 損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失又は分離課税配当所得等

損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失 【2≦③の場合は、0と記載】	④(②-③)	1,230,000	円
損益通算後の上場株式等に係る分離課税配当所得等 【2≧③の場合は、0と記載】	⑤(③-②)	0	円

※ 前年から繰り越された譲渡損失がない場合は、次の「3」の記載は不要です。
(ただし、2-(3)の④(損益通算後の譲渡損失)がある場合は、次の3-⑩のみ記載する。)

3 本年度で差し引く金額及び翌年度以後に繰り越される上場株式等に係る「譲渡損失の計算」

譲渡損失	前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失	本年度で差し引く、上場株式等に係る譲渡損失控除順序(㉑㉒㉓㉔㉕)	翌年度以後に繰り越される上場株式等の譲渡損失
3年前 (H30)年度	㉑ 前年度の付表2の㉑の金額 円	㉒ 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ㉓ 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	翌年度繰り越しは、できません。
2年前 (H31)年度	㉒ 前年度の付表2の㉒の金額 円	㉔ 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ㉕ 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	
1年前 (R2)年度	㉓ 前年度の付表2の㉓の金額 750,000円	㉖ 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ㉗ 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	750,000円
本年度で上場株式等の譲渡所得から差し引く上場株式等の譲渡損失金額		㉘(㉒+㉔+㉖)	円
本年度で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等の譲渡損失金額		㉙(㉓+㉕+㉗)	円
翌年度以後に繰り越される「上場株式等の譲渡損失の金額」		⑩(④+⑥+⑦)	1,980,000円

4 繰り越された譲渡損失を控除した後の上場株式等の分離課税譲渡所得、及び分離課税配当所得等

本年度の「上場株式等の分離課税譲渡所得」 【⑪の譲渡所得金額が黒字の場合は、(⑪-⑧)となる】	⑪(④-⑧)△を付ける	△1,230,000	円
本年度の「上場株式等の分離課税配当所得等」	⑫(⑤-⑨)	0	円